# 令和7年度下水道排水設備工事責任技術者登録案内

## 1 登録の申請手続

#### (1) 登録の申請手続方法

令和7年度下水道排水設備工事責任技術者試験に合格し、下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の登録を受ける場合は、下記「(2) 登録申請受付期間」内に、試験の申し込みをした沖縄県下水道協会会員市町村(以下「市町村」という。)の責任技術者担当課に、下水道排水設備工事責任技術者登録申請書(以下「登録申請書」という。下記「(3) 添付書類」を含む。)を提出してください。

#### (2) 登録申請受付期間

登録申請受付期間 令和 7 年 12 月 8 日(月)  $\sim$  令和 7 年 12 月 19 日(金) ※市町村における登録申請受付時間については、市町村に確認してください。

#### (3) 添付書類

- ① 住民票抄本(提出日前3か月以内に発行したもの)
- ② 写真 2 枚(縦 3.0cm×横 2.4cm。提出日前 3 か月以内に撮影した上半身脱帽(おおむね胸から上)の<u>カラー写真</u>(右イラスト参照。右イラストは白黒で印刷してあるが、<u>カラー写真</u>とすること。)。用紙は写真用紙を使用し、同一の写真とする。登録申請書貼付用及び下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)作成用。写真の裏面に氏名を記入すること。背景については、無地及び均一の淡い色とし、顔及び髪とのコ



ントラストをはっきりさせること。また、被写体や背景に影が作られていないこと。) なお、<u>試験申込時の写真は、登録申請受付時点で3か月を超えていますので、当該写真</u> は添付できません。

- ③ 登録手数料振替払込請求書兼受領証又はその写し(登録申請書へ貼付)
- ④ 合格証の写し
- ⑤ 指定工事店証の写し(勤務先が指定工事店の場合のみ)
- ⑥ 長3封筒(120mm×235mm)に郵便基本料金110円分及び簡易書留料金350円分の切手を 貼り、氏名及び送付先住所を記入すること。
- ⑦ 勤務先を証する書類(責任技術者証に勤務先を記載する場合に必要となります。ただし、 勤務先の記載を必要としない場合、勤務していない場合は添付不要です。)

法人に勤務している場合(次のいずれかの書類)

- ア 健康保険証の写し(勤務先が記載していない場合は不可)
- イ 勤務証明書
- ウ その他勤務先を証する書類(雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者 通知用)の写し、健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知 書の写し等)
- 個人業の事業主の場合(次のいずれかの書類)
  - ア 開業届の写し(事業所名が記載されていること。)
  - イ 税の申告書等の写し(事業所名が記載されていること。)
  - ウ その他個人業の事業主を証する書類
- 個人業に勤務している場合(次のいずれかの書類)
  - ア 青色事業専従者給与に関する届出書の写し

- イ 勤務証明書
- ウ その他勤務先を証する書類

### (4) 登録手数料

4,000円(税込。沖縄県下水道協会は、インボイス発行事業者ではありません。) ※一旦払い込んだ手数料は、返還できません。

※振替払込請求書兼受領証をもって領収書にかえ、領収書は発行しません。

#### (5) 登録有効期間

登録の有効期間は、5年間です。ただし、令和7年度下水道排水設備工事責任技術者試験を受験し合格した者の有効期限は、令和12(2030)年9月30日までとなります。

なお、有効期限後も登録を更新する場合は、登録更新の手続が必要となります。ただし、 登録更新手続時点において、次のいずれにも該当しない場合は登録更新手続ができません ので、現在の住所地又は勤務先を変更する場合は注意してください。

- ① 住所地が沖縄県下水道協会会員市町村である。
- ② 勤務している指定工事店の登録地が沖縄県下水道協会会員市町村である。

#### (6) 責任技術者証の発送時期

責任技術者証は、令和8年1月中旬に「(3) 添付資料 ⑥」の封筒にて発送する予定です。

# 2 注意事項 ※必ずお読みください。

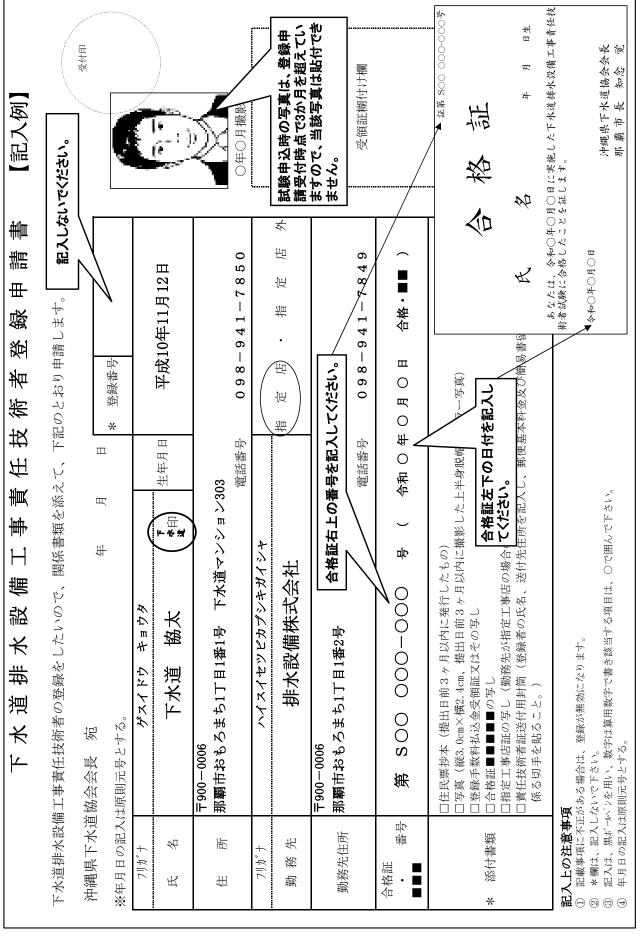
- (1) 登録申請の際、記入内容の訂正に備え、登録申請書の氏名欄に押印している印鑑を持参してください。
- (2) 払込受領証の日付が受付期間内であっても、受付期限を過ぎると受付できません。
- (3) 郵送による申請及び沖縄県下水道協会事務局での申請はできません。<u>試験の申し込みをした市町村の責任技術者担当課</u>に、登録申請書(添付書類を含む。)を提出してください。
- (4) 登録申請受付期間内に登録の申請を行わない場合は、登録の資格を失うことになりますので注意してください。
- (5) 登録申請書への記入内容を訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、当該申請書の氏 名欄に押印している印鑑を押した上で訂正してください。
  - 例 住所を間違った場合 那覇市おもろまち<del>2丁(1)ま2号</del> 1丁目1番1号
- (6) 責任技術者証を受取後、氏名・住所・勤務先の記載に変更が生じた場合は、「下水道排水 設備工事責任技術者届出事項変更届」に変更の事実を証明する書類及び責任技術者証を添 えて、直ちに住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村の責任技術者担当課へ 届けてください。
- (7) 責任技術者証を受取後、損傷又は紛失した場合は、「下水道排水設備工事責任技術者証再 交付申請書」にて、直ちに住所地又は勤務している指定工事店の登録地の市町村の責任技 術者担当課へ申請してください。

# 3 登録の申請先(沖縄県下水道協会会員市町村の責任技術者担当課)

地区名	市町村名	責任技術者担当課名	電話番号
本島北部	名護市	環境水道部工務課	0980-52-1962
	本部町	上下水道課	0980-47-5515
	恩納村	上下水道課	098-966-1190
	宜野座村	上下水道課	098-968-5136
	金武町	上下水道課	098-968-3950
	伊江村	農林水産課	0980-49-3161
本島中部	うるま市	水道部下水道課	098-973-7977
	宜野湾市	上下水道局業務サービス課	098-892-5733
	浦添市	上下水道部工務課	098-877-8462
	沖縄市	上下水道局下水道課	098-921-3125
	読谷村	上下水道部上下水道課	098-982-9200
	嘉手納町	上下水道課	098-956-1111
	北谷町	上下水道部上下水道課	098-982-7713
	北中城村	上下水道課	098-935-2270
	中城村	上下水道課	098-895-5280
	西原町	建設部上下水道課	098-945-4934
本島南部	那覇市	上下水道局料金サービス課	098-941-7810
	糸満市	水道部工務課	098-840-8145
	豊見城市	上下水道部下水道課	098-850-8164
	南城市	下水道課	098-917-5349
	与那原町	上下水道課	098-945-3017
	南風原町	経済建設部区画下水道課	098-889-2508
	八重瀬町	経済建設部土木建設課	098-998-1123
	渡嘉敷村	観光産業課	098-987-2323
	座間味村	産業振興課	098-987-2312
宮古	宮古島市	環境衛生局下水道課	0980-75-5121
八重山	石垣市	建設部下水道課	0980-82-1537
	竹富町	上下水道課	0980-83-3732
久米島	久米島町	上下水道課	098-985-2066

<sup>※</sup> 試験の申し込みをした市町村の責任技術者担当課に、登録申請書(添付書類を含む。) を提出してください。





#### 払込取扱票【記入例】

